判決 平成14年12月13日 神戸地方裁判所 平成14年(わ)第946号 傷害被告事件

文

被告人を懲役10月に処する。

未決勾留日数中50日をその刑に算入する。

この裁判確定の日から4年間その刑の執行を猶予する。

被告人をその猶予の期間中保護観察に付する。

(罪となるべき事実)

、被告人は、平成14年8月7日午後8時30分ころ、神戸市a区b町c丁目d番市営e住宅f号棟東側先路上において、顔見知りの女性に悪戯をしたところ、これをA(当時40歳)に叱責されたことに立腹し、同女に対し、所携の木製杖2本(平成14年押第139号の1,2)でその左前腕部を1回殴打する暴行を加え、よって、同女に全治約7日間を要する左肘部打撲傷の傷害を負わせたものである。(証拠の標目)

(省略)

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人は、被告人が、本件犯行当時、飲酒酩酊のため心神喪失の状態にあった旨主張する。

一なるほど、関係各証拠によれば、被告人が、本件犯行当日の午前11時30分ころから午後8時すぎころまでの間、断続的に冷酒、日本酒、焼酎、ビール、酎ハイを飲酒したことが認められるところ、被告人は、本件犯行の約23分後に緊急逮捕された当時から捜査公判段階を通じて、本件犯行当時の記憶がない旨供述していることが明らかである。

してみると、仮に、被告人が本件犯行当時の記憶がない旨いうところが嘘ではないとしても、被告人は、本件犯行当時、行為の是非善悪を弁識しこれに従って行動する能力を欠いたり、それが著しく減弱したりするような状態には陥っていなかったものと認めるのが相当である。

弁護人の上記主張は採用することができない。

(法令の適用)

被告人の判示所為は刑法204条に該当するところ,所定刑中懲役刑を選択し,その所定刑期の範囲内で,被告人を懲役10月に処し,同法21条を適用して未決勾留日数中50日をその刑に算入し,情状により同法25条1項を適用して,この裁判確定の日から4年間その刑の執行を猶予し,なお、同法25条の2第1項前段を適用して,被告人をその猶予の期間中保護観察に付し,訴訟費用については,刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して,被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

被告人は,顔見知りの女性に悪戯したことを被害者に叱責されたことに腹を立 て,本件犯行に及んだものであって,その動機に酌量の余地は乏しいこと,被告人 は、被害者の頭部付近に杖を振りおろし、それを防ごうとした被害者の左腕を殴打したものであって、犯行態様の危険性は小さなものではないこと、被告人のこの種の犯行に及ぶ性癖には根深いものがあること、被告人から被害者に対する慰謝の措置は全く取られていないこと、被告人には本件に対する十分な反省の態度が窺えないことなどを併せ考えると、被告人の刑事責任は軽くないといわざるを得ない。

また、被告人には同種前科が多数あって、最近では、平成9年3月に傷害罪で懲役8月、3年間刑執行猶予の判決を受けた前科があることも、量刑上看過するわけにはいかない。

しかしながら、被害者の負傷の程度は幸いにも比較的軽微であること、前記の執行猶予は取り消されることなく、その期間が既に満了していること、被告人が本件で4か月以上の間身柄拘束を受けていること、被告人が75歳と高齢であることなどの、被告人のために酌むべき事情もまた認められるので、今回は、被告人に対し、保護観察に付した上で、もう一度その刑の執行猶予の言渡しをすることとする。

で (検察官の科刑意見 懲役1年) よって、主文のとおり判決する。 平成14年12月13日 神戸地方裁判所第12刑事係甲

裁判官 森岡安廣